

主な休暇・休業制度について

1 有給休暇

種 類	内 容
年 次 休 暇	毎年4月1日に1年につき25日の休暇が与えられます（採用日により日数調整があります。）最大25日を翌年に繰り越すことができます。

2 特別休暇

種類	内容
育 児 時 間	生後1年6月に達しない生児を育てる場合に1日2回とし、1の回について30分、他の回について1時間の休暇を習得することができます。
保 育 特 別 休 暇	小学校就学の始期に達しない子を保育所等へ送迎するために、1日につき30分の範囲内で保育特別休暇を取得することができます。
妊 娠 特 別 休 暇	妊娠障害のため勤務が著しく困難な場合に、妊娠障害特別休暇を取得することができます。
産 前 産 後 休 暇	女性職員が出産した場合に、産前産後休暇を取得することができます。
子 ど も 休 暇	大学卒業までの子どもについて、その子どもの健康診断や学校行事に参加するために年に1回の休暇を取得することができます。
子 の 看 護 休 暇	中学校就学の始期に達しない子の看護のため1暦年につき5日以内の休暇を取得することができます。
妊 娠 通 勤 緩 和 休 暇	母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇をとるまでの間通勤が母体の健康保持に影響があると認められる場合は、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間以内の休暇を取得することができます。
結 婚 休 暇	5日以内の休暇を取得することができます。
妻 の 出 産 休 暇	2日以内の休暇を取得することができます。
男 性 育 児 休 暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、5日以内の休暇を取得することができます。

3 休業

種 類	内 容
育 児 休 業	3歳に満たない子を養育するための期間は、休業することができます。
介 護 休 業	配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居人で2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護を行うために介護休業を取得することができます。